

通所介護サービス重要事項説明書

社会福祉法人心の会
さくらの里 (R704版)

[1] 通所介護サービスの内容に関する説明

1 サービスの種別

(1) 「通所介護サービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、機能訓練、並びに余暇活動を行うサービスです。

(2) 事業所は、次の施設においてサービスを提供します。

サービス提供を行う事業所	所在地	横須賀市小矢部四丁目 19 番 4 号		
	名 称	さくらの里	電 話	0 4 6 - 8 5 2 - 0 5 0 0
	介護保険指定事業所番号	1 4 7 1 9 0 0 6 8 6		
	管理責任者	馬賀 清子		
	提供可能サービス	①通所介護・介護予防通所介護相当サービス(デイサービス) ②居宅介護支援（ケアマネジャー）		
	サービス提供地域	横須賀市		

2 定員・営業日・サービス提供時間

(1) デイサービスの定員は、1 日 3 5 名です。

(2) 月曜日から金曜日まで、週 5 日間営業いたします。祝日も営業いたします。

(3) 年末年始の 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までの 5 日間を休業いたします。

(4) 介護保険適用の通所介護サービスを提供する時間は、1 0 時 0 0 分より 1 6 時 0 0 分までとします。また、送迎に要する時間はこれに含まれません。

(5) さくらの里は、6 時間以上 7 時間未満の利用時間として登録されております。6 時間未満のサービスを計画的に提供することはできません。

(6) 上記以外の時間についても、特例としてサービスを提供する場合があります。

(7) 営業時間は、8 時 3 0 分より 1 7 時 3 0 分までとします。

3 利用者負担金

利用者負担金は別紙のとおり定めます。

4 サービス提供の記録等

(1) サービスを提供した際には、通所介護記録書等の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。

(2) 事業所は、1 か月ごとに通所介護記録書等の記録を作成して、利用者にご説明のうえ、ご提出いたします。

(3) 事業所は前記の介護記録書その他の記録を整備し、サービス完結後 5 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し又は実費負担によりその写しを交付します。

5 キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）： 0 4 6 - 8 5 2 - 0 5 0 0 さくらの里

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合はサービス利用の前日までにご連絡下さい。
当日のキャンセルはキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承下さい。
ただし緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。
- (3) キャンセル料は、利用者負担金と一緒にお支払いいただきます。
- (4) キャンセル料は、利用者負担金の100%の金額となります。

6 緊急時の対応

- (1) 通所介護サービス提供中に利用者の健康状態が急変した場合は、ご家族との事前相談によって定めた手順に従いご家族に連絡し、ご家族の指示を受けます。
- (2) 通所介護サービス提供中に利用者の健康状態が急変した場合は、事業者の判断で医療機関搬送して診断を受けることがあります。

7 事故発生時の対応方法

- (1) 利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録いたします。
- (3) 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 秘密保持

- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。尚、法人として職員との取り決めをしており、退職後も厳守します。
- (2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

9 サービス提供の中止

- (1) 体調不良によってサービスの利用に適さないと判断される場合には、サービスを中止させていただきます。
- (2) 台風、洪水、大雪、地震等の天災、及び道路の不通や停電を伴うような大きな事故が起きた際に、利用者宅への送迎が不可能な場合には、サービス提供を中止させていただく場合があります。

10 虐待防止

- (1) 理由の如何によらず、利用者に対する虐待及び虐待に類する行為は一切禁止します
- (2) 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。
- (3) 職員が利用者に対する虐待を行った場合は、当該職員を厳しく処罰します。
- (4) 事業所長は、職員に虐待禁止の研修を徹底すると共に、虐待行為が行われないよう適切に職員を監督するものとします。

11 職員研修

全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるものとします。また、職員の資質の向上のために研修の機会を設けます。

12 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実

施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、職員に周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。また、定期的に計画を見直し、必要に応じて変更を行うものとします。

1 3 その他

- (1) 通所介護サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意いたします。
- (2) 本事業所は、現在第三者評価を実施しておりません。

[2] 事業所に関する説明

1 事業所の職員体制等 (令和7年4月1日現在)

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
センター長	さくらの里全事業の統括	兼務・常勤 1名
管理者(課長)	通所介護事業の統括管理	兼務・常勤 1名(介護福祉士)
管理者補佐(主任)	統括管理業務の補佐	兼務・常勤 1名(介護福祉士)
相談員	相談受付け、計画作成	兼務・常勤 3名(介護福祉士)
介護職員	介護	兼務・常勤 3名(介護福祉士) 兼務・非常勤 7名(うち介護福祉士5名)
看護職員	健康管理	兼務・非常勤 1名以上(機能訓練兼務)
機能訓練指導員	機能訓練指導	専従・非常勤 1名(作業療法士) 兼務・非常勤 1名以上(看護職員)
運転手	送迎車の運転	兼務・非常勤 8名

2 本法人のサービスの方針等

- (1) 本法人は在宅福祉、地域福祉の充実を目指して設立されたものです。積極的に在宅の高齢者の介護支援を行うことを基本理念としております。
- (2) 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) サービスの提供に当っては、何よりも利用者と介護者(家族)の気持ちに沿った、あたたかい家庭的なサービスの提供を心がけます。
- (4) 通所介護サービスの提供に当たっては、利用者が生きがいをもって人生を楽しむための支援を心がけます。

3 相談窓口、ご苦情対応

(1) ご苦情受付体制

次の通り、ご苦情をお受けいたします。お気軽にご連絡ください。

本事業所における ご苦情等への対応体制	電話番号	046-852-0500
	FAX番号	046-852-4040
	対応時間	8:30~17:30
	受付窓口	事務職員
	苦情受付担当者	管理者 馬賀 清子
	苦情解決責任者	センター長 若山 加奈江
	苦情解決総責任者	理事 若山 三千彦

(2) 苦情処理のための第三者委員

第三者委員	栗田 敏彦
-------	-------

(3) 公的機関における苦情申出

横須賀市役所 民生局福祉こども部 介護保険課給付係	住所 電話番号 FAX番号 対応時間	横須賀市小川町11 046-822-8253 (直通) 046-827-8845 8:30~17:15
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連) 介護保険課 介護苦情相談係	住所 電話番号 対応時間	横浜市西区楠町27-1 045-329-3447 8:30~17:15
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会 事務局	住所 電話番号 FAX番号 対応時間	横浜市神奈川区反町3丁目17-2 045-311-8861 045-312-6302 9:00~17:00

※横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へお申出下さい。

4 本法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人心の会
代表者名	理事長 神成 裕介
業務の概要	高齢者福祉事業 ・さくらの里(ケアマネジメント) ・さくらの家二番館(グループホーム 定員18名) ・さくらの家三番館(グループホーム 定員18名) ・さくらの里山科(特別養護老人ホーム、ショートステイ) 障害者福祉事業 ・あすなろ学苑(就労継続支援B型) ・障害者グループホーム あすなろの家(計5箇所) ・衣笠障害者サポートセンター 相談室あすなろ 診療所 ・まちの診療所つるがおか

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明し、本書を交付しました。

事業所 所在地 横須賀市小矢部四丁目19番4号
 運営法人名 社会福祉法人心の会
 事業所名 さくらの里
 管理者名 馬賀 清子
 説明者

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり上記の通り説明を受け内容に同意し、本書を受領しました。

利用者 住 所

氏 名

代理人又は立会人

住 所

氏 名

3 利用者負担金

- (1) 利用者にお支払いいただく利用者負担金は、次表のとおりです。
- (2) 利用者負担金には、介護保険法の定める基本利用料と、保険外の別途利用料（食事費）があります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。
- (4) 次表以外に趣味活動に要した実費（材料費等）及び外出行事に要した実費（交通費、入場料等）が利用者負担となります。趣味活動については、事前に利用者又は代理人（ご家族）に通知して了解を得てから行って頂きます。
- (5) 利用者負担金につきましては、毎月請求書と利用明細書をお送りいたします。
- (6) 利用者負担金については、下記の方法にてお支払い下さるようお願い致します。
- ①自動口座引き落とし（ご指定の金融機関口座から引き落とします。）
- ②現金払い（月1回定められた日にお支払い願います）
- ③お振り込み（当方の銀行口座又は郵便局口座へお振り込みいただきます。恐縮ですが、手数料は利用者負担となります）
- (7) 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割、8割又は7割）を請求することになります。

基本利用料

通所介護サービス	単位数	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
要介護1	584単位	616円	1,231円	1,847円
要介護2	689単位	727円	1,453円	2,179円
要介護3	796単位	839円	1,678円	2,517円
要介護4	901単位	950円	1,900円	2,849円
要介護5	1,008単位	1,063円	2,125円	3,188円
※感染症又は災害の発生を理由に利用者数が前年度の5%減少した場合は、上記の基本報酬に3%加算することがあります。				
入浴介助加算(Ⅰ)	40単位	43円	85円	127円
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	22単位	24円	47円	70円
勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上				
個別機能訓練加算 (Ⅰ)イ	56単位	59円	118円	177円
生活機能向上を目的とし、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を行う 実施日：火曜日、水曜日、木曜日、金曜日				

個別機能訓練加算 (Ⅱ) 【月単位】	20単位/月	21円/月	42円/月	63円/月
	個別機能訓練計画書等を厚生労働省に提出しフィードバックを受けている			
科学的介護推進体制加算【月単位】	40単位/月	43円/月	85円/月	127円/月
	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している			
若年性認知症利用者受入加算	60単位	64円	127円	190円
	65歳未満の認知症の方が対象			
介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数の9.2%に相当する単位数を加算			

別途利用料金（保険外）	
食事費	900円
オムツ代	実費
趣味活動費	実費
外出行事参加費	実費

※通所介護サービスにおける通所介護費は通常規模型通所介護費、6時間以上7時間未満の費用です。

※円表示は自己負担分です。単位数×10.54円で実際の費用となります。

利用者負担金は介護保険負担割合証に基づき、その1割、2割又は3割が自己負担となります。

※実際に毎月かかる費用は、単位数合計の計算方法の関係から上記金額の合計とはわずかにずれます。